

【算定開始月について】

訪問介護	○1日～15日に届出が受理された場合 →届出受理日の翌月から加算等算定開始
(介護予防)訪問入浴介護	
(介護予防)訪問看護	○16日～月末に届出が受理された場合 →届出受理日の翌々月から加算等算定開始
(介護予防)訪問リハビリテーション	
通所介護	
(介護予防)通所リハビリテーション	
(介護予防)福祉用具貸与	
居宅療養管理指導	

※基準上、それぞれの届出日までに体制届等が受理される必要があります。

従って、例えば15日が閉庁日の場合、翌月から加算等を算定しようとするには、
15日より前（平日）に受理されなくてはなりませんので、ご注意ください。

※届出は、電子申請・持参・郵送・メールのどの方法でもかまいません。

（郵送の場合は上記の日に必着となります。消印有効ではありません。）

※加算等届出の受理書は発行していません。

(介護予防)短期入所生活介護	届出受理日の翌月（届出が受理された日が 月の初日である場合は当該月）から加算等 算定開始
(介護予防)短期入所療養介護	
(介護予防)特定施設入居者生活介護	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	

※基準上、届出日までに体制届等が受理される必要があります。

従って、例えば1日が閉庁日の場合、1日より前（平日）に体制届等が受理されなくては
なりませんので、ご注意ください。

※届出は、電子申請・持参・郵送・メールのどの方法でもかまいません。

（郵送の場合は上記の日に必着となります。消印有効ではありません。）

※加算等届出の受理書は発行していません。